

平成 22 年 9 月 22 日

神奈川県土地整備部都市計画課長 殿

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会

事務局長 長谷川誠二

連絡先：横浜市栄区桂台西 2-16-25

: 045-893-4877

## 書類送付のご案内

下記書類を送付致しますので、ご査収の上、しかるべくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。

### 記

1. 神奈川県知事 松沢成文 殿宛

「高速横浜環状南線」に係わる都市計画の見直し再要請について

一部

以上

平成22年9月22日

神奈川県知事

松 沢 成 文 殿

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会  
会 長 比 留 間 哲 生

「高速横浜環状南線」に係る都市計画の見直し再要請について

拝啓 初秋の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「高速横浜環状南線」に係る都市計画見直しにつきましては、平成22年6月2日付けで要請文書を提出し、6月22日付けで回答をいただきました。

この回答の主旨は、次のとおりであると考えられます。

横浜環状南線は重要な道路である。

横浜環状南線は事業評価監視委員会で「継続」と判断された。

従って、見直しを実施しない。

6月2日訪問時、計画の見直しには相当時間がかかるとのしっかりした対応を担当者から頂いたにも拘らず見直しを経ない通り一遍の回答に吃驚致しております。6月6日栄公会堂で禁煙条例の成立に尽力し県民と心を開いて話し合いすれば必ず理解が得られると知事自ら講演されていた同じ県知事の回答とは信じられません。

横浜環状南線が重要であるから計画の見直し作業を実施しないという行政判断は理解することができません。建設に4,300億円という多額の予算を要する重要な路線であり、この道路の計画が立案されてから計画の根本を見直す議論はなされておりません。

地方自治体は、住民のそばに位置し、住民の環境、意識の変化を間近に見ています。

計画立案からかなりの時間が経っている以上、その間の色々な変化を踏まえ、見直しを図るのが、住民に対する責務と考えます。

次に、事業評価監視委員会は国土交通省に対する諮問機関であって、決定する機能はありません。しかも、ご存知のように、この審議会では、この案件を15分程度の審議で終わらせてしまい、前回の付帯条件にあった環境への配慮と住民の納得については、全く触れることがなく、再び同様の付帯意見が付けられました。

このように、地方自治体が国土交通省の決定をそのまま踏襲するのであれば、日頃の、地方分権を声高に叫ぶ姿はなになんなのでしょうか。このようなダブルスタンダードの姿勢をとることは、とても許

されることはありません。

横浜環状南線の計画は、計画の前提条件が崩れており、計画決定以降B / Cの計算の不備等多くの新事実が明かになっています。個々の前提条件及び新事実についての検討に速やかに着手し、計画全体の見直しを実施していただきたく、再度要請します。

もし、上記に拘わらず、なお「都市計画の見直しを行う必要がない」と主張されるのであれば、その理由を具体的に説明していただきたくたく、お願いいたします。

敬具